



脱法ドラッグはどうしてダメ？

脱法ドラッグを吸引した者が乗用車を運転して暴走し、市民を死傷させたりする事故が全国で相次ぎ、池袋では6月、偶然、近くの歩道を歩いていた人が巻き添えとなり、尊い命が犠牲になりました。不幸にも事故に巻き込まれ、「命」を一方的に奪われた方やその遺族の方の悲しみや怒りはいかばかりでしょうか。

こうした事態を受け、今年7月に厚生労働省は、脱法ドラッグ対策をさらに強化しましたが、違法な製造業者がその物質の化学構造を少しずつ変化させて、法規制をすり抜ける「いたちごっこ」が繰り返されています。警察も今年7月にこれらを脱法ドラッグではなく、



「危険ドラッグ」と呼び、取り締まりを強化しています。

中には、ハーブ、お香、アロマ、バスソルトなどと称して、脱法ドラッグの成分を植物片に染み込ませたものもあり、覚せい剤のような幻覚や興奮作用とともに、身体や脳を著しくむしばみます。治療法も確立されておらず、身体や脳に与える悪影響が未知数な分、むしろ覚せい剤よりも危険であるともいわれ、実際に意識喪失や呼吸停止、失明や死亡した事例の他、2次的な犯罪も引き起こし、大きな社会問題となっています。

厚生労働省の調査では、今年3月末時点で、全国で389もの販売業者が存在し、国立精神・神経医療研究センターが全国の中学生を対象に行った調査では、約5万4千人中120人(0.2%)が「使ったことがある」と答え、うち約60%が大麻や覚せい剤にも手を出していました。また、民間団体が首都圏の中高生約6,000人に行った調査では、13.2%が「使うかどうかの判断は個人の自由」と回答し、全体の0.6%、37人が実際に脱法ドラッグを「試した」と答えています。



疲れがとれるとか、楽になるなど言葉巧みに忍び寄る甘い誘いの言葉に乗ったり、その場の雰囲気流されたりして、手を出してしまうと取り返しのつかないこととなります。

指定薬物を所持・使用すると罰せられ、自らはその人格を失い、報道されているような死亡事故は他人の生きる権利や未来さえも奪い、薬物依存の害や遺族の悲しみは生涯に渡って続きます。今後、青少年をはじめとした薬物乱用の拡大を防ぐために社会全体で認識を高め、絶対に許さない社会環境をつくっていくことが大切です。